

千歳市介護福祉分野資格取得助成事業補助金 事業概要

1 事業概要

(1) 事業目的

介護職員等の安定的な雇用、職場定着及び質の高い介護サービスの持続化を図るため、研修受講料の自己負担の軽減を行う事業者を支援することで、介護職員等の自己負担の軽減を促進することを目的として、事業者が直接雇用する職員の研修受講料を負担したときに、事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

(2) 補助対象事業者

次の事業を行う事業所を市内に有する法人

- ・ 居宅サービス (※)
- ・ 地域密着型サービス
- ・ 介護保険施設
- ・ 介護予防サービス (※)
- ・ 地域密着型介護予防サービス
- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 介護予防支援事業

※(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売を除きます。

(3) 補助対象となる研修

介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護支援専門員再研修、介護福祉士実務者研修

(4) 補助金の額

補助金の額は、事業者が研修機関等に直接支払った次の研修の受講料、又は事業者が介護職員に対し次の研修の受講料等分として負担した支給金に以下に掲げる補助率を乗じた額(1,000円未満の端数切捨て)

対象研修	補助率	上限額
介護支援専門員実務研修	3分の2以内	受講者1人につき50,000円
介護支援専門員更新研修		
介護支援専門員専門研修		
主任介護支援専門員研修		
主任介護支援専門員更新研修		
介護支援専門員再研修		
介護福祉士実務者研修		受講者1人につき100,000円

【例1】介護支援専門員実務研修の受講料を事業者が全額負担した場合

(事業者が研修機関に支払った受講料) 76,950 円 × (補助率) 2/3 = 51,300 円
⇒ 市補助額 50,000 円

【例2】介護福祉士実務者研修の受講料を事業者が一部負担した場合

(事業者が介護職員に対して支払った支給金) 80,000 円 × (補助率) 2/3 = 53,333 円
⇒ 市補助額 53,000 円

(5) 補助要件等

- ① 本補助金の対象は、研修の実施機関が受講に当たって定める受講料、テキスト代のうち、事業者が負担した費用です。(会場までの交通費等は除きます。)
- ② 申請日から過去1年以内に修了している研修が対象です。
- ③ 対象となる介護職員は、研修受講修了後、3か月以上継続して市内の同一事業所に勤務し、かつ、申請日時点において同一法人に引き続き勤務している職員とします。
- ④ 本市以外の機関から補助金等を受ける場合は、当該額を差し引いた額を補助対象費用とします。
- ⑤ 予算の範囲内で補助金を交付するため、申請の状況により、年度途中で受付を終了する場合があります。

2 手続きの流れ

(1) 交付申請書の提出(事業者)

事業者は、職員が対象研修を修了後、「千歳市介護福祉分野資格取得助成補助金交付申請書」に次の書類を添付して、千歳市保健福祉部高齢者支援課に提出してください。(郵送又は窓口提出)

【添付書類】

- ① 介護福祉分野資格取得助成補助金所要額調書(指定様式あり)
- ② 受講した研修の受講料等がわかるもの(研修パンフレット等)
- ③ 研修の修了証明書の写し
- ④ 雇用証明書(指定様式あり)
- ⑤ 研修実施機関発行の受講料等の領収書の写し(あて名は介護職員等又は補助対象者のものに限る。)
- ⑥ 事業者が介護職員等に対して支給金を支払っている場合は、その支給明細書の写し
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

(2) 交付決定

交付申請書等の内容を審査し、補助金の交付を決定します。

(3) 請求書の提出(事業者)

実績に基づき、請求書を提出してください。

(4) 補助金の支払い(市)

請求から30日以内に補助金を交付します。